

入 札 公 告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

平成31年3月7日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 高橋 宏昌

1. 調 達 内 容

- (1) 調 達 件 名 平成31(2019)年度, 2020年度海洋水産資源開発事業(いか釣り<北太平洋海域>)に係る漁船での環境DNAサンプリング手法の開発およびその活用に関する委託研究
- (2) 調 達 仕 様 入札説明書による
- (3) 履 行 期 限 2021年3月31日
- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、地方公共団体を除く。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札方法及び提案書等の提出方法

(1) 入 札 方 法

入札金額は、上記調達件名に係る代金額の上限としての総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、この契約希望金額は、概算契約における上限額でしかなく、委託調査(事業)を実施した結果、実際の所要金額がこの契約希望金額を下回る場合には、額の確定のうえ、実際の所要金額を支払うこととなる

(2) 提案書等の提出方法

入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、提案書、誓約書及び提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧を、下記6.の入札書及び提案書等の提出期限までに提出場所に正1部を提出するとともに電子媒体にてメール送信すること。

4. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。入札説明書には、応札資料作成要領、評価項目一覧、評価手順書を含む。

①直接交付

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課支援係
電話 045-227-2728
FAX 045-227-2705

- ② 宅配便着払いによる交付
任意様式に「平成31(2019)年度、2020年度海洋水産資源開発事業(いか釣り<北太平洋海域>)に係る漁船での環境DNAサンプリング手法の開発およびその活用に関する委託研究 入札説明書宅配便着払いにて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「平成31(2019)年度、2020年度海洋水産資源開発事業(いか釣り<北太平洋海域>)に係る漁船での環境DNAサンプリング手法の開発およびその活用に関する委託研究 入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

5. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成31年4月1日までに上記4. あてにメール(アドレスは入札説明書記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

6. 入札書及び提案書等の提出期限及び提出場所

平成31年4月8日 17時00分

4.①に同じ

入札書及び提案書等は上記日時までに提出するが、開札は提案書等の審査を終了した下記8. の日時及び場所にて行う。

7. 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧(提案要求事項)に記載している評価基準に基づき、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、全て満たなければ不合格となる。

8. 開札の日時及び場所等

平成31年4月16日 15時30分

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3

クイーンズタワーB 15階

国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室1

開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため、落札者の決定まで時間を要することがある。

また、上記7. で不合格となった者の入札書は、開札しない。

9. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札

し、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした他の者のうち総合評価の方法をもって落札者を決定することがある。

(6) 入札者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

10. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件名 平成 31 (2019) 年度, 2020 年度海洋水産資源開発事業 (いか釣り<北太平洋海域>)に係る漁船での環境 DNA サンプルング手法の開発およびその活用に関する委託研究

2. 目的

国立研究開発法人水産研究・教育機構は, アカイカ資源を効率的かつ有効に利用することを目的として, 漁期および漁場の拡大の可能性について検討するため, 平成 30 年度から海洋水産資源開発事業 (いか釣り<北太平洋海域>)を実施している。本調査では, 海洋情報に基づいて漁場探索しながら, 北太平洋海域を東西に幅広く操業調査を行っている。一方で, 漁場形成には様々な要因が混在しており, 海洋条件が対象種であるアカイカの分布条件を満たしていても漁場形成に繋がらない場合も少なくない。漁場探索中に, 当該海域のアカイカの分布の有無やその豊度を知らることができれば, より効率的に漁場探索を行うことが可能となる。

本研究委託業務では, 新たな漁場指標を開発する取り組みの一環として, 近年の新しい技術である環境 DNA を用いた漁場探索手法を検討する。そのために, まず漁船において環境 DNA サンプルを取得する方法を開発し, 得られたアカイカ DNA 濃度からアカイカ漁場となり得る海域を推定する方法を検討することを目的とする。

3. 納入場所

神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-3

国立研究開発法人 水産研究・教育機構 開発調査センター

4. 委託研究実施期間

契約締結日から 2021 年 3 月 31 日まで

5. 委託研究の内容

受託者は, 海洋水産資源開発事業における調査船調査で機構が用船するイカ釣り漁船でのサンプルング手法を指導する。その後, 当該調査によって得られたサンプルからアカイカ DNA 濃度の定量化を行い, それらが漁場指標として有効となり得るかを検討する。

1) サンプルング手法の指導

機構が調査のために用船する漁船 (以下, 調査船という) の出航前 (5 月) に, 現地において, 船上でのアカイカ DNA のフィルターサンプルング手法について指導する。

2) アカイカプライマーの設計

機構が提供するアカイカサンプルを用いて、環境 DNA 測定に適切なプライマーを設計する。

3) 環境水サンプルからのアカイカ DNA 濃度の測定

平成 31 (2019) 年度, 2020 年度調査において調査船で得られるフィルターサンプル (Sterivex HV 0.45 μ m) (各年度それぞれ合計約 200 サンプル) を分析しアカイカの DNA 濃度を測定する。その測定にあたっては、環境 DNA 学会推奨の方法を適用することとし、試料汚染の生じないように実験室や人員配置に十分に留意して実施する。

4) アカイカ DNA の持続性の検討

現場海域での海水中のアカイカ DNA の発生過程やその持続性を検討するために、2019 年 9 月に八戸において、2020 年 1 月に函館において、それぞれ機構が飼育するアカイカ水槽から採水を行い、その DNA 濃度を経時的に測定する。また、アカイカを取り除いた後も同様に経時的にサンプリングを行う。これらの結果から、アカイカの 1 個体あたりの DNA の環境水への放出量やその持続性について検討する。また、必要があれば翌 2020 年度に追加の実験を実施する。

5) 結果の解析および漁場推定手法の提案

調査船で得られたアカイカ DNA 濃度測定結果と漁獲量情報から、環境 DNA の漁場指標としての妥当性を検討し、今後のサンプリング方法や漁場探索手法の確立に向けた課題などの提案を行う。

6) 年次計画

平成 31 年 (2019 年) 度にサンプリング手法の開発を完結するとともに、アカイカ DNA の環境水への流出及びその持続性について検討し、漁場で得られたサンプルの解析を行い、分析結果と漁場形成との関係について検討する。これら結果を踏まえ 2020 年度には、海洋水産資源開発事業における調査船調査を通じてサンプリングを継続しながら漁場探索の可能性について検討する。

6. 結果の報告

本研究の成果は、各年度終了時に報告書として提出する。報告書は紙媒体冊子 10 部および電子媒体 (Microsoft 社製 Word 文書等) で提出する。また、本調査を通じて得られた数値データ類はエクセル等電子媒体ですべて提出する。

7. その他

詳細については担当職員の指示に従うこと。